

国立国語研究所学術情報リポジトリ

Interpreting services in Victoria, Australia and the Japanese language

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2019-03-25 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 平野, 桂介, HIRANO, Keisuke メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.15084/00001967

オーストラリア・ビクトリア州の通訳サービスと日本語

平野 桂介

(日本学術振興会特別研究員)

キーワード

言語政策, コミュニティ言語, 言語サービス, 通訳サービス, オーストラリア

要旨

本稿では、「国際社会における日本語についての総合的研究」の一環として、1996年3月にオーストラリアのビクトリア州で行なった、オーストラリアの通訳サービス政策に関する調査の結果を報告する。まず、オーストラリアの連邦レベルの通訳サービス政策の歴史と組織について概観した後、ビクトリア州レベルでの通訳サービス政策の全体像を記述する。次に、オーストラリアの通訳サービスにおける日本語通訳者の公認の状況と日本語の実際の使用状況を記述し、日本語使用の意義を評価する。最後にオーストラリアの通訳サービス政策が日本の言語政策に与える示唆について述べる。

1 序論

1.1 本研究の対象と研究の意義

本研究は、言語政策研究という領域に属する。言語政策にはさまざまな定義があるが、本稿では「公的主体による、言語に関連した何らかの目標を達成するための、言語自体・言語使用・言語習得への意図的な影響力の行使」と定義する (Cooper 1989: 29-45 を参考にした)。ここでは、オーストラリアの連邦政府あるいはビクトリア州政府を主体とした言語政策を取り扱う。

オーストラリアでは英語が主に使用されているが、英語以外の言語の話者も数多く存在している。これらの言語は 'community languages' コミュニティ言語、最近では 'LOTEs (Languages Other Than English)' と呼ばれている。'community languages' という用語は、これらの言語のオーストラリア社会での存在を正当化するものとして、1975年頃から 'foreign languages' 'migrant languages' 'ethnic languages' などの用語にとってかわった (Clyne 1991:3)。オーストラリアの言語政策は、この多様なコミュニティ言語の話者の存在を政策に繰り込んでいる点において、世界各国の言語政策の中でも際立っている。具体的には、第二言語としての英語習得の支援、コミュニティ言語によるラジオ・テレビの放送、コミュニティ言語の教育などが実施されている。日本語もコミュニティ言語の一つとして、言語政策の対象となっている。

オーストラリアの言語政策に関しては、日本においても近年、多文化主義や日本語教育などの観点から、研究が進みつつある。本研究の特色は、貿易や観光の観点から言語教育で重視されている言語としての日本語ではなく、コミュニティ言語としての日本語を対象とする言語政策の事

例を研究する点にある。この意味で、政府による英語能力が十分でない住民のための言語サービスにおける日本語の使用は格好の事例であると考えられる。言語サービスとは「その国・地域の国語・公用語の能力が十分でない者が、情報・サービスに平等にアクセスできるように、国語・公用語以外の言語による情報提供・コミュニケーションを可能にする施策」と定義できる。オーストラリアの場合は、連邦政府あるいはビクトリア州政府による、非英語話者に対する英語以外の言語による情報提供・コミュニケーションを可能にする施策である。言語サービスには、翻訳サービスや放送メディアや印刷物によるコミュニティ言語による情報提供などが含まれるが、本稿では通訳サービスを取り上げる。

オーストラリアの通訳サービスに触れた日本での先行研究としては、細川（1990）松田（1991, 1996）がある。これらの研究をふまえた上で、筆者は1996年3月にビクトリア州で通訳サービス関係機関に対して聴き取り調査を行ない、また資料を収集した。本稿が依拠するデータは、この調査によって得られた情報に基づいている。しかし、これらのデータの限界に留意しなくてはならない。政府や通訳機関などの通訳サービスの提供者側から得られた情報のみでは、通訳サービスがいかに実行されているかを完全に知ることはできないし、通訳サービスを十分に客観的に評価することはできない。通訳サービスの実態の解明とその評価のためには、個々の通訳者および通訳サービスの利用者に対して聴き取り調査などを行なう必要があるが、それは今回の調査ではなしえなかった。したがって、本稿の目的を、通訳サービスの理念と制度に関する概観を提示することに限定する。

本研究の意義は、日本語の使用の事例を記述することによって、日本以外の国での日本語の持つ意味・価値を明らかにする点にある。また、オーストラリアの通訳サービス政策は、日本の言語政策を考える上でも大きな示唆を与えてくれると考えられる。

2 オーストラリアの通訳サービスの歴史的概観と連邦レベルの組織

2.1 通訳サービスの歴史的概観

まず、1991年のセンサスに基づいて、オーストラリアの人口を、言語に注目して確認しておこう。オーストラリアの総人口は1685万人であるが、うち非英語国出生者（オーストラリア・ニュージーランド・イギリス・アイルランド・カナダ・アメリカ・南アフリカ共和国以外の国で生まれた人）が251万人（13.2%）である。5歳以上の人口のうち、家庭で話している言語が英語の人は1390万人、その他の言語の人が245万人（13.0%）である（社会の諸領域での英語以外の言語の使用実態に関しては、Clyne 1991 を参照されたい）。後者の人々の英語の能力は「非常によくできる／よくできる人」が194万人（79%）、「よくできない人」が40万人（16.4%）、「全然できない人」が11万人（4.5%）となっている。つまり、少なくとも50万人以上の人々が英語の能力が十分でないことになる。

このような言語的多様性を含む、オーストラリア社会の民族的・宗教的・文化的多様性を肯定的に位置づける多文化主義という理念が、言語政策・通訳サービスの背景にある。しかし、多文化主義・言語的多様性に肯定的な言語政策・通訳サービスが、オーストラリアに昔から自然に備わっていたわけではない。むしろ、国民統合の理念としては白豪主義が、言語の面では英語への

同化主義が、長い間、政策の基底にあった。それが1960年代から徐々に変化していき、1970年代には多文化主義という理念が登場し、言語の面ではコミュニティ言語の積極的な認知・施策をともなう言語政策が誕生したのである（白豪主義から多文化主義への移行過程とその社会的背景については関根 1989を、言語をめぐる変化・言語政策の成立過程については Ozolin 1993, 松田 1996を参照されたい）。

1987年の国家レベルでの最初の言語政策を示した *National Policy on Languages* においても、1991年の *Australia's Language: Australia's Language and Literacy Policy* でも、通訳サービスの拡大が主張されている。つまり、通訳サービスは国家レベルの言語政策の中に位置づけられている。しかし、通訳サービスは独自の発展の歴史を持っている。その歴史を Martin (1978=1987) Ozolin (1993) 松田 (1996) に基づいて概観しよう。

1970年代より前には、英語への同化主義と移民の言語を軽視する政府や世論にもとづき、公的な通訳サービスは存在していなかった。

1960年頃には、通訳者は非公的に提供されており、通訳の質は管理されず、政府は通訳サービスのニーズを考慮に入れていなかった。通訳サービスの問題が公的な議論において扱われるようになったのは、1960年代後半の社会福祉と教育の運動家たちの活動による。この時期には、移民の社会福祉問題が急速に注目を集めつつあったが、社会福祉のボランティア組織 Australian Council of Social Service (ACOSS) は1969年に通訳サービスのニーズと通訳者の研修に関する調査を行い、1974年に報告を出した。また、移民省も、通訳を必要とする政府サービスに関して、独自に調査を行った。

これらの調査の結果、通訳サービスの深刻な不足が明らかになった。この結果、1973年に移民省は、Emergency Telephone Interpreting Service (ETIS) を創設した。当初は、8言語のみの通訳であったが、すぐにその規模が拡大されていった。翌年には、Emergency がその名称から取れた。つまり、通訳が英語を話せない新着移民のための緊急の仕事であるという見方から、通訳サービスがさまざまな言語のニーズに答える必然的で恒久的な組織であるという見方へと、通訳サービスの前提に関する重大な変更が生じたのである。

1977年には、通訳者・翻訳者の公認、通訳職・翻訳職の確立のために、National Accreditation Authority for Translators and Interpreters (NAATI) が創設された。ただし、この時期の通訳サービスは、統一性・包括性を欠いていた。たとえば、ある領域（病院の通訳、電話通訳）にのみ注意がはらわれ、その他の領域（法律通訳、研修の問題）に同等の注意が払われることはなかった。

1978年に出たガルバリー・リポートは、通訳サービスは非英語国出生者の直接の利益になると見なし、サービスの拡張とレベルの向上を主張した。NAATI は徐々にその範囲を拡大していった。通訳サービスが最も必要な領域とみなされた医療と法律の領域でのサービスは、シドニーとメルボルンで急速に発展していった。州は連邦からの予算と州自体の予算により、通訳サービスの整備を行なっていった。しかし、この時期にも、さまざまな問題が生じていた。NAATI による通訳者の公認という制度は、従来の通訳者や社会からなかなか承認を得られなかった。また、通訳者の質は高いものではなかった。サービスの提供を上回る大きな需要が存在することも明らかになっ

た。

1980年代以降は、通訳サービスの強化とプロ化へのゆっくりとした歩みがあった。トレーニングの整備も進んだ。一方で、新着移民に対する資格を持った通訳者の不足や、就職機会の不足からの NAATI の試験の受験者数の伸び悩みなどの問題も存在していた。

現在では、さまざまな問題点を抱えつつも、通訳サービスの着実な拡大とプロ化がすすみ、国家的な公認基準も維持されており、社会全体も通訳の問題を真剣に受けとめる傾向ができてきた。これらの点から、オーストラリアは世界でも有数の通訳サービスのシステムを確立したと評価されている。

2.2 NAATI による通訳者の公認

多くの言語の高い質の通訳者を提供するという連邦政府の方針において、根本的な役割を担っているのが、NAATI である。NAATI の業務は、翻訳者・通訳者の基準の作成、翻訳者・通訳者の能力の向上、翻訳業・通訳業のステータスの確立、コミュニティのニーズへの対応、通訳者使用者に対する啓蒙などである。

最も重要な機能は、試験・コース・海外での資格、という3つの方法による通訳者・翻訳者の公認 (accreditation) である。通訳者の場合は、Paraprofessional Interpreter/Interpreter/Conference Interpreter/Conference Interpreter (Senior) の4レベルに分かれている。試験によって公認される言語は48言語ある。一方、コミュニティの需要があるが受験者が少なくて試験を行なうことができないため、認定 (recognition) される言語は55言語ある (1995年7月現在) (以上は、National Accreditation Authority for Translators and Interpreters 1995a, 1995b に基づく)。

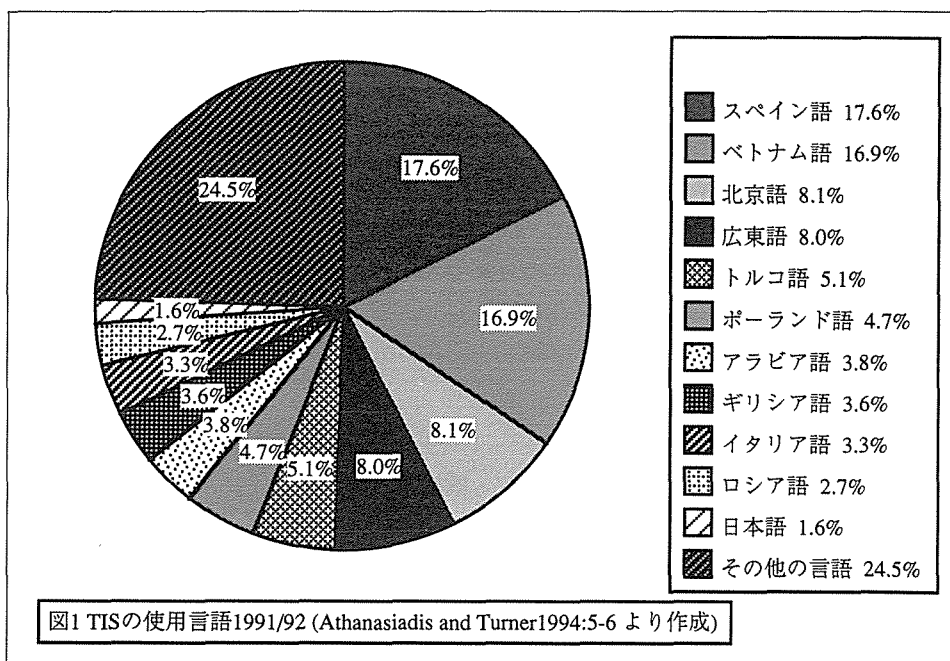
2.3 TIS による通訳サービス

連邦レベルでの、通訳サービスを提供している機関として、Translating and Interpreting Service (TIS) がある。TIS は連邦政府の移民・エスニック関係省の管轄下にあり、その前身は1973年に創設された ETIS である。TIS のサービスは、英語能力が十分でない人々にもサービスに平等にアクセスすることを保障するという、政府の方針に基づいている。100以上の言語で、24時間体制で、非英語話者と医者・弁護士・警察・その他の人々とのコミュニケーションを支援する電話通訳サービスを提供している。費用は、オーストラリアのどこからかけても、ローカル・コールの料金だけでよい。一日に約1万2000の電話がある。その他に、派遣通訳サービス・翻訳サービスも行なっている (Translating and Interpreting Service 1994)。

TIS のサービスで使用されている言語と通訳の質は、NAATI による公認・認定と明確な関係を持っている。Athanasiadis and Turner (1994) は、通訳機関で使用された言語を頻度によって分類し、通訳者の NAATI の資格を規準に通訳の質を測定した。1991/1992年度には TIS に対して95種類の言語・合計333655回のコールがされた。すべての言語はコール数の多い順に並べられ、全体に占める割合によって上位から、最高需要 (50%) / 高需要 (25%) / 中需要 (15%) / 低需要 (5%) / 最低需要 (5%)、の5つのカテゴリーに分類された (図1は最高需要言語・高需要言語と日本語の比率)。

通訳者の資格を調査したところ、提供された通訳サービス全体のうち、52.2%がInterpreter、32.1%が Paraprofessional Interpreter、15.7%が NAATI の資格を持たない者、によるものであった。最高需要・高需要・中需要言語に関してはNAATI の資格を持つ者が多く、低需要言語から最低需要言語にかけて資格を持たない者が増加する傾向がある。

最高需要の4言語、高需要の6言語、中需要の8言語、およびフモン語を除いた低需要の11言語は、すべて NAATI のテストによって公認される言語である。最低需要の66種類の言語でも、そのうち14言語が試験によって公認される言語であり、31言語が認定される言語である。このように、TIS の通訳サービスで実際に需要が多い言語は、NAATI で公認・認定される言語とかなりの程度、対応している。



3 ビクトリア州の通訳サービス政策

通訳サービスのあり方や通訳サービスの質は、州によって異なっていることを、Athanasiadis and Turner (1994) は示唆している。オーストラリアの通訳サービス政策を具体的に考察するためには、州レベルの通訳サービス政策を取り上げる必要がある。本稿では、非英語国出生者の人口に占める割合がオーストラリアの州・地域の中で最も高く、通訳サービスを重視した政策を実施しているビクトリア州を取り上げる。

3.1 通訳サービスの必要性と理念

ビクトリア州政府は1992年から通訳サービスを政策としており、その目的は「非英語国出生のビクトリア州の人々が、州の省・機関と接する時に、資格をもった通訳者を無料で提供すること」

と規定されている。

1991年のセンサスによれば、ビクトリア州では、16万3千人が英語がうまく話せないか、全く話せない。これはビクトリア州の人口の4.2%にあたる。また、非英語国出生者のうち22%以上が英語能力が十分でない (Victorian Ethnic Affairs Commission 1995a:22)。

州政府は、非英語国出生者を対象としたさまざまなサービスを実施している。しかし、言語障壁がサービス提供の最大の障害となってきた。英語能力の十分でない人は、英語能力の十分な人よりも、州職員とのコミュニケーションにより大きな困難を持ち、質のよいサービスを受けていると感じにくいことが、州政府の調査によって明らかになった (Victorian Ethnic Affairs Commission 1995a:45-48)。

州政府は言語障壁を乗り越えるために、ESL・翻訳サービス・コミュニティ言語による情報提供・バイリンガル職員の配置などのサービスを行なっているが、通訳サービスは特に重視されている。それゆえ、通訳サービスはすべての省・機関に通じる課題として位置づけられている。

英語能力が十分でない人々が通訳の必要を特に強く感じるのは、コミュニケーションの内容が複雑であり、それが重大な意味・結果をともなる時である。具体的には、法廷や病院などでのコミュニケーションである (Athanasiadis and Turner 1994:31-2)。したがって、これらを管轄する省・機関はとりわけ通訳サービスを重視している。たとえば、保健・コミュニティサービス省は、患者と医師との間の通訳のための専門通訳機関 CHIS (後述) を設置しており、法務省も、法廷通訳を重要なサービスと位置づけている (Victorian Ethnic Affairs Commission 1995a:81-2,93-4)。

3.2 ビクトリア州の通訳機関

通訳サービスの提供の責任を負うのは州の省・機関であるが、実際に通訳を行なうのは州の職員ではなく、通訳機関のプロの通訳者である。

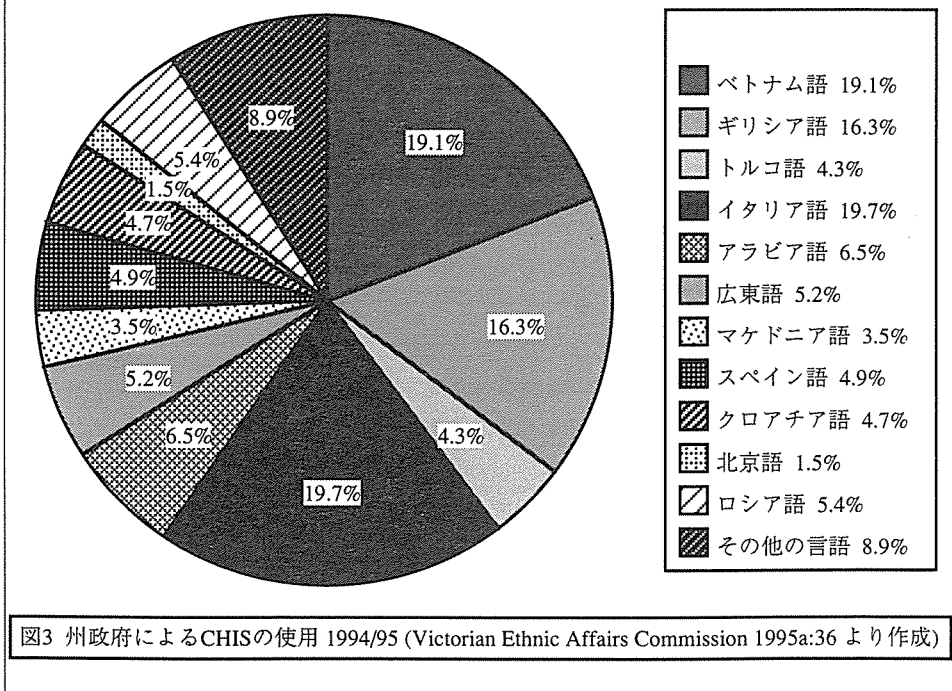
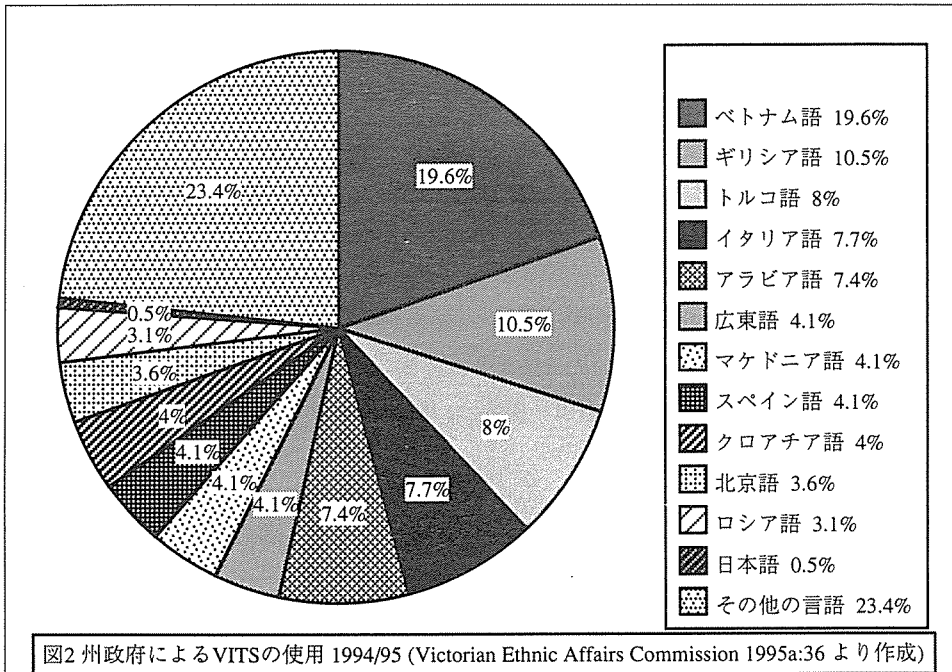
州の省・機関は、先に述べた TIS, 州の公共性を持つ Victorian Interpreting and Translating Service (VITS) と Central Health Interpreter Service (CHIS), その他の非公立の通訳機関の中から、提供者を選択する。選択にあたっては、NAATI の資格を持った通訳者を有する機関であることが重視される。

州の省・機関への通訳の主な提供機関である VITS は、1991年にビクトリア州政府言語サービスを統合した結果として創設された。現在は、州をオーナーとした企業になっている。24時間体制の電話通訳サービスの他、翻訳サービス、会議通訳サービスを提供している。また、医療通訳・法律通訳・教育通訳においては、専門的な能力を持った通訳者の提供・養成が必要となっているが、VITS は法律通訳・精神医療通訳・教育通訳などの専門通訳者を提供するとともに、専門通訳者養成のための研修を行なっている (Victorian Interpreting and Translating Service 1996)。

一方、CHIS は、機関全体が保健医療通訳のために専門化している。保健サービスの提供者と利用者との間の通訳サービスのため、公共の保健・医療機関に対しては、無料で通訳者を提供しており、通訳者の研修も行なっている (Central Health Interpreter Service 1996)。

1994/1995年の州政府による VITS と CHIS の通訳サービスの使用は、それぞれ、64言語・合

計32963回と48言語・合計30659回行なわれた（図2・図3参照）。



3.3 州職員への研修と通訳者カードの導入

通訳のニーズがあり、通訳機関が存在していても、州職員が通訳サービスの必要性を認識して

いなければ、通訳サービスは現実化しない。英語能力の不十分な人は通訳が必要だと感じて、州職員が通訳サービスの存在を明言しない場合には、失礼だと思われたり、断わられたりすることを恐れて、通訳者を求めない傾向があることが、州政府の調査によってわかった (Victorian Ethnic Affairs Commission 1995b:15-9)。

このような州職員の態度を改革するために、Multicultural Affairs Unit (1995a, 1995b) は州職員に対して、州の通訳サービスのフレームワークを示すとともに、通訳サービス提供の具体的な手順を説明している。各省・機関においても、VITS によって通訳者の使用に関する研修が行なわれている。

また、州政府は通訳サービスを受ける権利を正当に主張できるように1995年から Interpreter Card 通訳者カードを英語能力が十分でない人に配付した。省・機関はカードを提示された場合、通訳サービスを手配しなければならない。各省・機関は、通訳者カードに対応するための研修を行なっている。

3.4 まとめと問題点

ビクトリア州の通訳サービス政策は、すべての人が政府のサービスに平等にアクセスする権利を保障するという政府の基本理念から生じる、通訳の重要性の認識に基づいている。通訳サービスは、英語能力の十分ではない人にとっては権利であり、政府にとっては義務である。政府の責任であるがゆえに、通訳サービスは無料であり、通訳者の資格の国家による公認を支援し、専門的な通訳機関を設立して通訳の質を高め、サービスの提供を徹底するために職員の啓蒙を行なっているのである。

むろん、現行の通訳サービスには問題点も含まれており、需要が充たされていない状況も存在している。その要因として、次のことが挙げられる (Victorian Ethnic Affairs Commission 1995a:35)。

- (1) 通訳者の地域的な偏在、とりわけ非都市部における通訳者の不足
- (2) アドバイザー、相談役としてふるまうような職業倫理を遵守しない通訳者の存在
- (3) NAATI の試験に合格したが、トレーニングを受けていない通訳者の質の悪さ
- (4) ニーズの少ない言語の資格を持った通訳者の不足
- (5) 医療・出産などの通訳での女性の通訳者の不足
- (6) 職員の通訳サービスの重要性に関する認識の不足
- (7) 財政的な制約

現在、これらの点の改善の方策が模索されているところである。なお、通訳サービスが実際にいかに機能しているかを知り、通訳サービス政策に評価を下すためには、今後さらに個々の通訳者、サービスの利用者に対して調査をする必要がある。

4 通訳サービスにおける日本語

4.1 オーストラリアにおける日本語コミュニティの規模

1991年のセンサスによれば、オーストラリア全体で家庭で日本語を話している人 (以下、「日本

語話者」とする)の数は21100人であり、そのうちオーストラリア生まれの人の割合は20.8%である。家庭で英語以外の言語を使っている人全体の中での割合は0.9%である(21番目の大きさ)。オーストラリアの総人口に占める割合はわずか0.1%に過ぎない。

ビクトリア州についてみると、家庭で日本語を話している人の数は4311人である。これは、ビクトリア州の家庭で英語以外の言語を使っている人全体の中での割合は0.5%であり(27番目の大きさ)、ビクトリア州の総人口に占める割合は0.1%である。

オーストラリアにおける日本人の入国傾向の歴史の変遷は、鈴木(1988)によれば、次のとおりである。19世紀末に真珠取りや漁業・農業労働者として日本人が入国しはじめ、1901年には3544人を数えた。その後、移民規制法・不況・日本政府による移民労働者の出国制限・さらには第二次大戦などの要因で、戦後の1947年にはその数は330人まで減少した。1960年以降は、日本人の入国者は増加しつづけている。

現在の日本語話者は、一時滞在者と永住者の二つに大きく分けられる。前者は、日本企業に勤務するビジネスマンとその家族、短期訪問者や学生などによって構成されている。後者は、ビジネスをしているか専門職にある人々とその家族、非日本人と結婚してオーストラリアに来た人などによって構成されている。日本語話者の具体的なプロフィールに関しては佐藤(1993)を、年齢・職業・学歴などのセンサス・データに基づいた分析は Atsumi(1992)を参照されたい。

本稿で注目したいのは、日本語話者の滞在期間の短さと英語能力である。日本語話者のうち、滞在期間は2年未満の滞在者が44.5%、4年未満の滞在者が60.6%を占めており、永住者ではなく一時滞在者が大きな割合を占めていることがわかる。英語能力については、「とてもうまい/うまい人」が65.7%いる一方、「全然できない人」が6.5%おり、その他の言語コミュニティと比べると、英語能力が十分でない者の割合が比較的高い。

4.2 NAATI と日本語

すでに述べたように、日本語は NAATI の試験によって公認される言語に含まれている。日本語通訳者の公認の規模に影響を与える要因としては、コミュニティ通訳者としての需要以外に、貿易や観光などの経済的な面での通訳者の需要、日本語を重視した言語教育政策などの要因が大きく影響していると思われる(オーストラリアの日本語教育については Marriott, Neustupny and Spence-Brown 1993 を参照)。しかし、いずれにせよ日本語通訳者の公認状況は、日本語の通訳サービスの提供や通訳者の質と関わっていると思われるため、以下にデータを挙げる。

日本語は、1984年に最初の試験が実施され、1987年以降は毎年複数のレベルで実施されている。現在では、アラビア語・オーストラリア手話・広東語・クロアチア語・北京語・イタリア語・ベトナム語・セルビア語・スペイン語・ポーランド語・ギリシャ語・ドイツ語・フランス語・トルコ語・ロシア語・マケドニア語と並んで、日本語は受験者の多い言語の一つとして、1997/1998年度まで毎年、試験が行なわれることがすでに決定されている。

コースによる公認では、1995年2月の時点で次のように6大学の6つの通訳のコースが NAATI によって認可されている(大学名/レベル/認可期間)。

ACT Institute of TAFE/Paraprofessional Interpreter/1991-1992

The University of Queensland/Conference Interpreter/1985-1995

University of Adelaide/Interpreter/1987-1991

RMIT Technical College/Paraprofessional Interpreter/1987-1994

Deakin University - Toorak Campus/Interpreter/1988-1997

Central Metropolitan College of TAFE/Paraprofessional Interpreter/1989-1994

認可されている大学の数では、日本語はイタリア語・ベトナム語・スペイン語・ギリシャ語・北京語・広東語・クロアチア語・ポーランド語・セルビア語に次いで多い (National Accreditation Authority for Translators and Interpreters 1995b:38-42)。

4.3 通訳サービスにおける日本語の需要度

英語能力の十分でない日本語話者は、これまで述べてきたような連邦政府や州政府の通訳サービスを利用している。佐藤 (1993) には、英語能力を十分にもたない日本語話者の抱えた具体的な問題や事件、そして病院や交通事故の際の TIS の電話通訳サービスの利用の具体例が挙げられている。

通訳サービスにおける他の言語と比べた日本語の相対的な使用量を知るためには、先の Athanasiadis and Turner (1994) の研究が参考になる。1991/1992年度の連邦レベルの通訳機関での日本語のコール数は、TIS で14位 (1.6%)、その他の機関の合計でも15位 (1.5%) であり、ともに中需要言語に分類される。

ビクトリア州レベルでは、日本語の需要度はそれほど高くない。1994/1995年度のVITS と CHIS の使用頻度では、日本語は低需要言語 (25位, 0.5%) と最低需要言語 (40位, 0.02%) に分類される (Victorian Ethnic Affairs Commission 1995a:36)。

実際に、どのような人が、どのような状況において、通訳サービスを利用しているか、また利用者がサービスをどのように評価しているかについては、今後さらに調査をする必要がある。

4.4 通訳サービスにおける日本語使用の意義

周知のとおり、オーストラリアの言語教育政策において、日本語は大きな比重を占めている。それに比べると、通訳サービスにおける日本語の重要性は、とりわけビクトリア州においては、小さく見えるかもしれない。

しかし、需要が大きくないからといって、通訳サービスでの日本語使用の意義は小さいと見なすべきではない。むしろ、連邦政府・ビクトリア州政府が、日本語をコミュニティ言語とみなし、コミュニティの規模や通訳のニーズが特別に大きくないにも関わらず、質の高い日本語の通訳者を公認・提供していることを評価するべきである。逆に、日本語に注目することによって、オーストラリアの言語政策がすべての言語の話者を平等に扱おうとしていることが実感できるのである。

5 結論 日本の言語政策への示唆

従来日本の言語政策は、国語としての日本語に関する政策を中心としており、日本語以外の言語は「外国語」教育の場合にのみ対象となるにすぎなかった。とりわけ第二次大戦後は、日本には日本語話者のみが存在しているとの思い込みが、事実はそのでなかったにもかかわらず、言語政策を考える際の前提としてあったように思える。

しかし、近年、多くの日本語話者が日本国外へ出ていく一方で、外国人住民の急増により日本国内に日本語以外の言語の話者が増加してきた。このような状況において、法廷通訳・医療通訳などの通訳サービスの必要性が高まってきている。地方自治体も、日本語以外の言語による情報提供サービスを行なうようになってきた。現在こそ、日本語以外の言語を話す人々へ対応する言語政策が求められているのではないだろうか。

このような言語政策を確立しようとした時、条件の違いはあるものの、多くの面でオーストラリア・ビクトリア州の通訳サービス政策は参考になるだろう。本稿で述べてきたように、オーストラリアは、通訳理念の確立・通訳者の国家的な公認・専門性を重視した通訳者の養成・通訳者使用者の啓蒙などを備えた、総合的な通訳サービスを形成しつつある。これらの諸点は、日本の通訳サービス政策の確立のためにも重要なポイントとなるだろう。

今後、日本の言語政策を考える際には、日本語が日本国家や日本国民だけのものであるとか、一つの国家では一つの言語のみが使用されるべきである、といった前提から離れて、現実を見つめる必要がある。日本語がオーストラリアの通訳サービスにおいて使用されているという事実が、そのことをはっきりと物語っている。

参考文献

- Athanasiadis, M. and Turner, B. 1994. *Interpreting and Translating: Demand and Provision*. Melbourne: Deakin University.
- Atsumi, R. 1992. A Demographic and Socio-Economic Profile of the Japanese Residents in Australia. In: Coughan, J. (ed.) 1992. *The Diverse Asians: A Profile of Six Asian Communities in Australia*. Queensland: Griffice Univerity.
- Central Health Interpreter Service. 1996. *Need an Interpreter?*
- Clyne, M. 1991. *Community Languages: The Australian Experience*. Cambridge, New York, Port Chester, Melbourne and Sydney: Cambridge University Press.
- Cooper, R. 1989. *Language Planning and Social Change*. Cambridge, New York, Port Chester, Melbourne and Sydney: Cambridge University Press.
- 細川 弘明 (1990) 「多言語社会オーストラリア」 中野不二男編 『もっと知りたいオーストラリア』 31-57, 弘文堂
- 松田 陽子 (1990) 「各国の言語計画 (オーストラリア)」 徳川宗賢・真田信治編 『新・方言学を学ぶ人のために』 203-210, 世界思想社
- (1996) 「オーストラリアの言語政策と多文化主義」 新プロ「日本語」研究班 1 + 言語政策研究会編 『世界の言語問題 2』 179-211, 国立国語研究所
- Marriott, H., Neustupný, J. V. and Spence-Brown, R. 1993. *Unlocking Australia's Language*

- Potential : Profiles of 9 Key Languages in Australia. Volume 7-Japanese.* Canberra: The National Languages and Literacy Institute of Australia.
- Martin, J. 1978. *The Migrant Presence.* Sydney : Allen and Unwin. (古沢みよ訳 1987『オーストラリアの移民政策』勁草書房)
- Multicultural Affairs Unit. 1995a. *Working with Interpreters.* Melbourne : Multicultural Affairs Unit, Department of Premier and Cabinet.
- 1995b. *Speaking of Diversity...* Melbourne : Multicultural Affairs Unit, Department of Premier and Cabinet.
- National Accreditation Authority for Translators and Interpreters 1995a. *Interpreting and Translating in Australia.* Canberra : National Accreditation Authority for Translators and Interpreters.
- 1995b. *Candidates' Manual (NAATI Tests:Information).* Canberra : National Accreditation Authority for Translators and Interpreters.
- Ozolin, U. 1993. *The Politics of Language in Australia.* Cambridge, New York and Melbourne : Cambridge University Press.
- 佐藤 真知子 (1993) 『新・海外定住時代—オーストラリアの日本人』新潮社
- 関根 政美 (1989) 『マルチカルチュラル・オーストラリア』成文堂
- 鈴木 清史 (1988) 『日本人のオーストラリア観』創元社
- Translating and Interpreting Service. 1994. *A Guide to Services.*
- Victorian Ethnic Affairs Commission. 1995a. *The Multicultural Victoria Inquiry.* Melbourne : Victorian Ethnic Affairs Commission.
- 1995b. *Literature Review.* Melbourne : Victorian Ethnic Affairs Commission.
- Victorian Interpreting and Translating Service. 1996. *Company Profile.*

付 記

本研究の調査は文部省科学研究費によって可能になった。記して感謝の意を表したい。また、多くの貴重な資料を提供して下さった University of Queensland の Peter Davidson 氏、インタビューと資料の提供に快く応じて下さった、NAATI・VITS・ビクトリア州政府の方々に感謝の意を表したい。

(原稿受理日：1997年1月6日)

平野 桂介 (ひらの けいすけ)

国立国語研究所特別研究員 115 東京都北区西が丘3-9-14 国立国語研究所
khirano@kokken. go. jp

Interpreting services in Victoria, Australia and the Japanese language

HIRANO Keisuke

Research Fellow of the Japan Society for the Promotion of Science

Key words

language policy, community languages, language service, interpreting service, Australia

This paper discusses government-provided interpreting services in Australia based on a survey conducted in Victoria during March 1996. In the survey, the author undertook interviews with persons who were working at interpreting organizations in Victoria and obtained materials concerning interpreting services in Australia.

First, the paper considers the history and the organizations of the interpreting services in Australia. In the 1970s, the Commonwealth government began to establish interpreting services for people who speak languages other than English at home and do not have sufficient English proficiency. The National Accreditation Authority for Translators and Interpreters has played an important role by establishing standards for interpreters and the accreditation of interpreters. Furthermore, the Translating and Interpreting Service has provided an interpreting service nationally.

Next, the paper discusses interpreting services in Victoria in detail. The state government provides a general interpreting service and specialized services for legal, educational and health needs through the Victorian Interpreting and Translating Service, the Central Health Interpreter Service and other organizations.

Finally, the paper considers the demand for services in Japanese. Both at the national level and at the Victoria state level, the demand for Japanese is not particularly high compared with other languages. However, the value of the interpreting services in Australia must be recognized, since they treat Japanese equally as a community language.

The conclusion is that the interpreting service in Australia provides a good model to use in planning Japan's new language policy, which should encompass all non-Japanese-speaking people in Japan.